

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 神奈川県  
（氏名） A

上記被審人に対する平成29年度（判）第11号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金208万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年11月29日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成29年9月28日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、別表記載のとおり、東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社アサカ理研の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成28年3月31日午前9時48分頃から同年5月13日午後2時59分頃までの間、28取引日において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、自身が発注した売り注文に成行又は高指値の買い注文を対当させて買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、成行又は高指値の買い注文を連続して発注して他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計10万6200株を買い付ける一方、同株式合計9万3000株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

(別表)

### 違反行為状況

アサ力理研 (JQ: 5724)

(単位: 株)

取引年月日	証券会社	売買株数	
		売付	買付
平成28年3月31日	C証券	700	2,800
	B証券	100	900
平成28年4月1日	C証券	2,300	1,700
	B証券	1,200	1,500
平成28年4月4日	C証券	1,900	2,800
	B証券	1,800	2,500
平成28年4月5日	C証券	500	1,700
	B証券	0	600
平成28年4月6日	C証券	3,100	3,300
	B証券	1,200	1,700
平成28年4月7日	C証券	500	1,400
	B証券	0	300
平成28年4月8日	C証券	800	3,100
	B証券	1,100	1,000
平成28年4月11日	C証券	800	2,700
	B証券	1,300	1,400
平成28年4月12日	C証券	2,200	2,000
	B証券	1,500	1,200

アサカ理研（JQ：5724）

（単位：株）

取引年月日	証券会社	売買株数	
		売付	買付
平成28年4月13日	C証券	1,800	3,600
	B証券	1,700	2,200
平成28年4月14日	C証券	2,600	12,200
	B証券	12,100	2,000
平成28年4月15日	C証券	4,700	0
	B証券	0	5,600
平成28年4月18日	C証券	1,100	0
	B証券	0	2,700
平成28年4月19日	C証券	4,200	0
	B証券	1,200	4,300
平成28年4月20日	C証券	0	1,600
	B証券	1,900	300
平成28年4月21日	C証券	1,900	1,900
	B証券	1,600	2,400
平成28年4月22日	C証券	400	200
	B証券	0	500
平成28年4月25日	C証券	200	700
	B証券	700	200
平成28年4月26日	C証券	300	1,600
	B証券	800	200

アサカ理研（JQ：5724）

（単位：株）

取引年月日	証券会社	売買株数	
		売付	買付
平成28年4月27日	C証券	2,000	0
	B証券	0	1,800
平成28年4月28日	C証券	0	2,400
	B証券	800	0
平成28年5月2日	C証券	0	1,000
	B証券	500	600
平成28年5月6日	C証券	3,300	0
	B証券	1,400	2,500
平成28年5月9日	C証券	3,600	2,700
	B証券	2,100	2,500
平成28年5月10日	C証券	0	2,700
	B証券	4,700	0
平成28年5月11日	C証券	900	500
	B証券	200	1,000
平成28年5月12日	C証券	12,100	0
	B証券	0	12,800
平成28年5月13日	C証券	0	900
	B証券	3,200	0
合計		93,000	106,200

(別紙2)

## 2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、  
金融商品取引法施行令第33条の13第1号

## 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

- (1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、
- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額  
及び
  - ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額の合計額として算定。
- (2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

以上につき、別紙3のとおり。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、93,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量106,200株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(1,123円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量13,900株を加えた120,100株であることから、

(1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(93,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(1,023円×500株+1,067円×100株+1,084円×1,300株+1,090円×700株  
+1,092円×1,000株+1,093円×1,200株+1,096円×300株  
+1,099円×600株+1,100円×1,100株+1,101円×300株+1,104円×100株  
+1,105円×100株+1,107円×300株+1,108円×300株+1,112円×200株  
+1,113円×1,500株+1,114円×100株+1,115円×500株+1,116円×700株  
+1,118円×2,000株+1,119円×1,900株+1,120円×2,300株  
+1,121円×1,900株+1,122円×1,200株+1,123円×500株  
+1,124円×1,500株+1,125円×1,800株+1,126円×1,100株  
+1,127円×1,500株+1,128円×3,300株+1,129円×3,500株  
+1,130円×3,500株+1,131円×1,200株+1,132円×400株  
+1,133円×2,900株+1,135円×2,600株+1,137円×200株  
+1,138円×11,800株+1,139円×1,000株+1,140円×3,900株  
+1,143円×600株+1,144円×1,600株+1,145円×1,600株  
+1,146円×800株+1,147円×200株+1,152円×900株  
+1,153円×500株+1,154円×200株+1,157円×600株  
+1,158円×1,100株+1,160円×600株+1,161円×1,800株  
+1,162円×2,200株+1,163円×500株+1,164円×600株  
+1,165円×1,300株+1,166円×400株+1,170円×100株  
+1,175円×100株+1,176円×100株+1,177円×200株  
+1,178円×1,000株+1,179円×7,100株+1,180円×400株

+1,181円×700株+1,185円×600株+1,186円×300株+1,187円×1,800株  
 +1,190円×1,100株+1,193円×500株+1,194円×400株+1,195円×500株  
 +1,197円×800株+1,202円×900株)  
 - (990円×100株+994円×100株+996円×100株+998円×100株  
 +999円×100株+1,008円×100株+1,009円×100株+1,010円×100株  
 +1,011円×200株+1,018円×100株+1,020円×100株+1,022円×200株  
 +1,023円×600株+1,024円×300株+1,036円×200株+1,038円×500株  
 +1,044円×400株+1,045円×100株+1,046円×100株+1,049円×200株  
 +1,060円×200株+1,066円×600株+1,067円×100株+1,068円×100株  
 +1,069円×100株+1,070円×200株+1,077円×100株+1,078円×200株  
 +1,079円×400株+1,080円×200株+1,082円×200株+1,084円×100株  
 +1,086円×300株+1,087円×200株+1,088円×300株+1,089円×700株  
 +1,090円×1,300株+1,091円×800株+1,092円×500株+1,093円×200株  
 +1,094円×300株+1,095円×1,800株+1,096円×800株+1,097円×700株  
 +1,098円×300株+1,099円×900株+1,100円×2,100株+1,101円×400株  
 +1,106円×100株+1,107円×600株+1,108円×400株+1,109円×100株  
 +1,110円×500株+1,111円×300株+1,113円×500株+1,115円×600株  
 +1,116円×400株+1,117円×300株+1,118円×2,200株  
 +1,119円×1,000株+1,120円×2,700株+1,121円×1,100株  
 +1,122円×2,000株+1,123円×15,900株+1,124円×3,300株  
 +1,125円×3,100株+1,126円×1,600株+1,127円×1,500株  
 +1,128円×3,900株+1,129円×5,300株+1,130円×4,100株  
 +1,131円×400株+1,132円×600株+1,133円×2,900株+1,134円×300株  
 +1,135円×2,200株+1,137円×500株+1,138円×9,900株  
 +1,139円×1,200株+1,140円×3,900株+1,144円×1,300株  
 +1,145円×400株)  
 = 2,063,500円

及び

(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(120,100株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(93,000株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(1,175円)に当該超える数量27,100株(120,100株-93,000株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証



券の買付け等の価額を控除した額

(1,175円×27,100株)

－ (1,120円×100株+1,122円×400株+1,123円×100株+1,124円×200株  
+1,127円×100株+1,128円×600株+1,129円×100株+1,130円×200株  
+1,134円×100株+1,135円×100株+1,142円×200株+1,143円×400株  
+1,144円×100株+1,145円×100株+1,146円×700株+1,151円×100株  
+1,152円×400株+1,154円×100株+1,157円×900株+1,164円×500株  
+1,165円×100株+1,168円×200株+1,169円×1,100株  
+1,170円×1,000株+1,171円×100株+1,172円×100株  
+1,174円×100株+1,175円×300株+1,176円×500株  
+1,177円×800株+1,178円×1,700株+1,179円×7,100株  
+1,180円×300株+1,182円×200株+1,184円×100株+1,185円×300株  
+1,186円×100株+1,187円×1,900株+1,188円×300株+1,189円×100株  
+1,190円×400株+1,191円×200株+1,192円×500株+1,193円×1,600株  
+1,194円×800株+1,195円×800株+1,196円×200株+1,197円×700株)

= 23,900円

の合計額2,087,400円となる。

2. 法第176条第2項の規定により、上記1. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、2,080,000円となる。